

日程第 6. 承認第 2 号 専決処分（南風原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の承認について

○議長 宮城清政君 日程第 6. 承認第 2 号 専決処分（南風原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の承認についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 承認第 2 号 専決処分（南風原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の承認についてであります。地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、南風原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し承認を求めます。

専決処分書 地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、南風原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を、下記の理由により 3 月 31 日に専決処分し同日公布いたしました。

専決処分した理由としまして、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が平成 27 年 3 月 4 日に交付、地方税法施行令等の一部を改正する政令が平成 27 年 3 月 31 日に交付された。よって、南風原町国民健康保険税条例についてもこの法律改正に伴い、同年 4 月 1 日施行のため改正が必要であり、議会を招集する余裕がないため専決処分いたしました。内容等については、担当から説明をさせていただきます。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 国民健康保険税条例改正について、内容等ご説明します。まず、改正箇所についてご説明しますので、5 ページの新旧対照表をご覧ください。南風原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 南風原町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。まず第 2 条第 2 項ただし書中「510,000 円」を「520,000 円」に改め、同条第 3 項ただし書中「160,000 円」を「170,000 円」に改め、同条第 4 項ただし書中「140,000 円」を「160,000 円」に改める。第 19 条中「510,000 円」を「520,000 円」に、「160,000 円」を「170,000 円」に、「140,000 円」を「160,000 円」に改め、同条第 2 号中「245,000 円」を「260,000 円」に改め、同条第 3 号中「450,000 円」を「470,000 円」に改める、ということになります。附則（施行期日）1 項 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行するということでございます。

続いて内容について、お配りしました承認第 2 号資料に沿ってご説明いたします。まず、今回の改正は、1 点目、保険税負担公平の確保及び中低所得層の保険税負担の軽減を図るための課税限度額の見直し、それから 2 点目、低所得層の保険税負担の軽減を図るための保険税軽減判定所得の基準見直しでございます。

まず、課税限度額の見直しですが、これは国民健康保険税の基礎課税分について、改正

前は51万円だったものを52万円へ1万円の引上げ。それから、後期高齢者支援金等課税分16万円から17万円にこちらも1万円引き上げます。それから、介護納付金課税分は14万円から16万円に2万円の引き上げとなります。医療分と介護分合計しまして81万円から85万円へ4万円の増額となっています。

2点目で保険税の軽減判定所得基準の見直し。こちらは低所得者の国民健康保険税の軽減措置の対象を拡大するものです。5割軽減と2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の基準改正であります。まず5割軽減の減額基準については、被保険者数に乗すべき金額を24万5,000円から26万円に改正。3人世帯の場合で例を示してございます。改正前でしたら、24万5,000円掛ける被保険者数で所得は106万5,000円が基準となっており、これ以下が5割軽減を受けるということでした。改正後は、26万円に乗すべき金額が上がりますので、所得としまして111万円に上がると、所得が4万5,000円増額拡大されるということで軽減を受ける世帯がその分増えることとなります。もう1つは、2割軽減の減額基準についても5割軽減同様、乗すべき金額を45万円から47万円に引き上げるということで、3人世帯の場合、改正前が168万円の所得であったものが174万円に拡充されることとなります。

裏面をご覧ください。こちらは今回の改正を図で示した資料でございます。左上に濃く色塗りされた部分で、要望概要、要望内容となっておりますが、厚生労働省で作成された資料で改正前の資料でございまして、現在は要望ではなく改正に読み替えて確認をお願いしたいと思います。改正概要でございます。この資料で左側が改正前、右側が改正後になります。このグラフの横軸は所得を、縦軸は税額を表しています。所得は右に行けば行くほど高くなりますし、縦軸では上に行くほど税額が上がることを示しています。今回の改正では課税限度額を引き上げることによって高所得層の方々には若干負担を多くしていただき、中低所得者層の被保険者の方々には軽減するというような仕組みとなります。このグラフで実線と点線がございまして、点線は改正前の所得と税額を示してございまして、実線が改正後になります。右側グラフに下矢印がございまして、この範囲は負担が減ることになりまして、上矢印の範囲の部分が高所得者層に対して負担が増えることとなります。次にこのグラフの①と②が振られています。5割軽減と2割軽減の基準上限です。これは下に点線囲みで説明していますが、軽減の判定所得の見直しということで、①と②の基準額の位置が、このグラフで言いますと右側へ広がるということですね。基準所得額が増えますので、その増えた分、5割軽減、2割軽減の適用を受ける世帯が拡大することになります。今回のこの改正では、低所得者に対する保険税軽減措置対象の拡充ということでございます。以上が今回の国保条例改正内容でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長 宮城清政君 これから質疑に入ります。質疑はありますか。11番 宮城寛諄議員。

○11番 宮城寛諄議員 表を見ると5割軽減、2割軽減になる町民が多くなるわけですが、高所得者の人が上がる以外は皆下がるみたいに見えますが、皆下がるわけではないですね。2割軽減、5割軽減に入る人はもちろん下がるのですけれども、それ以外の人、高所得者の51万円から52万円に上がる以外の人でも安くなるわけではないのでしょうか。この図から見ると高所得者以外の方は皆下がるみたいに見えますから、そうではないですね。ここを確かめたかったのです。

それからもう1つは、高額所得の方とはだいたいどれぐらいからですか。基礎課税分に51万円から52万円になる方は、だいたい所得がどれだけで、人数がどれだけいらっしゃるのかお知らせくださいませんか。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 ご質問にお答えいたします。まず1点目でございますが、確かにおっしゃるように全員が軽減されるわけでもございません。このグラフで真ん中より下に横線が引かれております。上は応能部分でございます。所得に対して課税される部分。その下が応益分でございます。これは等しく皆課税される部分でございます。応能部分に関しては、所得が限度額を超える分は増えますよということになります。応益分に関しては5割と2割世帯だけが軽減の拡充になることとなります。

それから2点目についてでございますが、まだ平成27年度の課税に対する所得の把握は現時点できませんので、平成26年度の所得で試算してみました。それによりますと、医療分が51万円から52万円に増える世帯が82世帯増えます。支援金分が234世帯増えます。介護分は12世帯の増となります。トータルしますと約340万円税額は増える、税収が増える試算になります。どれぐらいの所得からかということでございますが、世帯の状況等それぞれございますので、1人世帯で試算してみました。1人世帯の場合、医療分で限度額に達するのは改正後で843万の所得がある方となります。改正前は826万3,400円でしたが、改正後は843万円の所得がある世帯。支援金においては、458万1,500円の所得の方が、改正後は486万7,200円となります。介護分に関してはさらに所得が高い方々が対象になりまして、改正前は1,386万7,000円、改正後は1,597万2,200円の所得がある世帯が限度額を超える世帯となると、平成26年度の所得で計算しています。以上であります。

○議長 宮城清政君 他に質疑ありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております承認第2号については、委員会の付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 異議なしと認めます。よって承認第 2 号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから承認第 2 号について討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 討論なしと認め、これをもって討論を終わります。これから承認第 2 号 専決処分（南風原町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例）の承認についてを採決します。本案について承認することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、本案は承認することに決定しました。休憩します。